

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(原子力規制委員会25-①)

| | | | | | | |
|------------------------------|--|-----------|-------|----------|----------|---|
| 施策名 | 原子力関連規制の実施 | | | | | |
| 施策の概要 | 平成25年度の改正原子炉等規制法の施行に向け新たな規制基準を策定する。また、同法及び放射線障害防止法を適切かつ厳正に執行し、原子力・放射線施設における事故を未然に防止する。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 原子力・放射線施設の安全確保 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | 予算の状況(百万円) | 当初予算(a) | - | 4,135 | 5,058 | ※ |
| | | 補正予算(b) | - | | 700 | |
| | | 繰越し等(c) | - | △ 1,787 | (※記入は任意) | |
| | | 合計(a+b+c) | - | 2,348 | (※記入は任意) | |
| | 執行額(百万円) | - | 1,902 | (※記入は任意) | | |
| 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------------|--------------------------------|--|--|------|------|------|------|------|----|
| 測定指標 | 原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 年度 | ○ |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | - | 0 | 0 | 毎年度 | |
| | 原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数 | 基準 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 年度 | ○ |
| | | 年度ごとの目標 | - | - | - | 0 | 0 | 毎年度 | |
| | 公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数 | 基準 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 年度 | ○ |
| | | 年度ごとの目標 | - | - | - | - | 0 | 毎年度 | |
| | 発電炉に係る新たな基準の策定 | | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 |
| | | | 公開の場で行った外部有識者を交えた検討等を踏まえ、パブリックコメントを経て、新規規制基準の骨子を25年4月にとりまとめた。骨子を基に原子力規制委員会規則、告示、内規を作成し、パブリックコメントを実施した上で、意見を踏まえたものを6月に決定、7月に施行した。 | | | | | 25年度 | ○ |
| | | | | | | | | 策定 | |
| | 運転期間延長認可制度の施行 | | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 |
| | | | 25年7月に、原子炉等規制法第43条の3の32に規定する運転期間延長認可制度(実用発電用原子炉について、運転することができる期間を運転開始から原則40年とし、その満了までに原子力規制委員会が認可した場合には、1回に限り20年を上限として運転期間の延長を認めるとするもの)を施行した。また、実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイドを策定し、ホームページで公表した。 | | | | | 25年度 | ○ |
| | | | | | | | | 施行 | |
| 試験炉等に係る新たな基準の策定 | | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 | |
| | | 公開の場で行った外部有識者を交えた検討等を踏まえ、パブリックコメントを経て、新規規制基準の骨子を25年9月にとりまとめた。骨子を基に原子力規制委員会規則、告示、内規を作成し、パブリックコメントを実施した上で、意見を踏まえたものを11月に決定、12月に施行した。 | | | | | 25年度 | ○ | |
| | | | | | | | 策定 | | |

| 測定指標 | 原子力・放射線施設の審査・検査等の実施 | 施策の進捗状況(実績) | | 目標 | 達成 | |
|----------------------|---------------------|---|--|------|-------|---|
| | | 原子炉等規制法に基づき、施設定期検査(31施設)、保安検査(62施設)を厳正に実施。 また、新規規制基準に係る適合性審査(10発電所17炉、核燃料施設等6事業10施設)を継続して実施しているところ。(原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合100回、核燃料施設等(12回)) また、旧原子力安全・保安院の業務を引き継ぎ、敦賀、大飯、東北東通、もんじゅ、美浜、志賀において、敷地内破砕帯調査を実施。 原子力発電所の高経年化技術評価について、事業者の保安規定変更認可申請計6件について審査を実施し、そのうち、2件について認可。 放射線障害防止法に基づき、約8,800件の許可(承認)申請・届出等を受理し、審査を厳正に実施するとともに、約200件の立入検査を実施。 | | 毎年度 | 適切に実施 | ○ |
| | | | | 25年度 | | |
| 東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価 | | 施策の進捗状況(実績) | | 目標 | 達成 | |
| | | 24年12月に東京電力から提出された当該施設の保安等の措置を実施するための計画(実施計画)の審査を行い、25年8月、留意事項を示した上で実施計画を認可した。その後、高濃度汚染水対策や4号機使用済燃料プールからの燃料の取り出し等、東京電力の取組を確認した。(特定原子力施設監視・評価検討会12回) | | 毎年度 | 適切に実施 | ○ |
| 原子力安全研究計画の策定 | | 施策の進捗状況(実績) | | 目標 | 達成 | |
| | | 安全研究が必要と考えられる分野を特定した「原子力規制委員会における安全研究について」を25年9月にとりまとめ、公表した。 | | 25年度 | 策定 | ○ |

| 評価結果 | (各行政機関共通区分) | | 目標達成 |
|-------|---|---|------|
| | 目標達成度の測定結果 (判断根拠) | <p>原子炉等規制法に基づく新規規制基準の策定については、運転期間延長認可制度、試験炉等に対する新規規制基準も含め、期日までに策定・施行することができた。その際には、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、海外の規制基準も確認しながら、世界で最も厳しい水準の規制基準となるよう議論を行った。また、新規規制基準に係る事業者からの申請が、実用発電用原子炉については、10発電所17炉、加工施設6施設、再処理施設1施設、廃棄物管理施設2施設、使用済燃料貯蔵施設1施設が提出され、当該申請に基づき新規規制基準に基づく適合性審査を開始しており、引き続き厳格かつ適切に審査を進める必要がある。さらに、規制基準に常に最新の技術的知見が反映されるよう、安全研究や国内外の運転経験について情報収集等を行う必要がある。</p> <p>旧原子力安全・保安院での検討において、発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた6つの発電所については、有識者会合を開催し、現地調査と評価会合を実施した。敦賀と大飯については、評価を取りまとめ、原子力規制委員会です承した。その後、敦賀については、事業者からの追加調査結果の提出を踏まえ、評価の見直しの要否について有識者会合で検討中。他の発電所については、今後も透明性の確保に留意しながら評価書の取りまとめ等を行う必要がある。</p> <p>原子力発電所の高経年化技術評価は、保安規定変更認可申請により審査を行い、福島第二原子力発電所2号炉、島根原子力発電所1号炉について認可した。</p> <p>原子炉等規制法に基づく施設定期検査、保安検査については、計画どおり実施できた。高速増殖原型炉もんじゅにおいては、保安規定違反を認め、今後の保安検査において、事業者の対応状況を確認する必要がある。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所については、実施計画の遵守状況や事故・トラブルへの対応等についての確認、事故原因に係る技術的な検証等を行ったほか、東京電力社長と原子力規制委員会委員長の面会で職場環境の整備等について要請を行った。今後も引き続き東京電力の取組を確認するとともに、事故原因に係る技術的な調査を進めていく必要がある。</p> <p>原子力事業者の策定する核物質防護規定について、原子炉等規制法に基づき、59事業者に対し、核物質防護規定の遵守状況の検査を実施した。</p> <p>また、事業者に対して放射線障害防止法に則った審査・検査を滞りなく行うことができた。引き続き、事業者へ厳正に対応する必要がある。</p> <p>上述のとおり、発電炉及び試験炉等の新たな規制基準の策定及びその適合性審査の着実な実施、東京電力福島第一原子力発電所の実施計画の遵守状況の確認等、原子力・放射線施設における事故・トラブルを防止する取組を行っており、当該施設の安全確保の目標達成に資している。</p> | |
| 施策の分析 | 必要経費を活用して、原子力・放射線施設について厳正かつ的確に審査・検査等を実施する等、各達成手段が施策目標である「原子力・放射線施設の安全確保」に有効に寄与していると考えられる。 | | |

| | | | |
|------|---------------|--------|---|
| 評価結果 | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | 原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種施策を適正に講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務の一つであり、今後も維持する必要がある。 |
| | | 【測定指標】 | 原子炉等規制法に基づく新規制基準については、25年度より、事業者からの申請等に基づき新規制基準に基づく適合性審査を開始しており、引き続き厳格かつ適切に審査を進める必要がある。さらに、安全の追求には終わりはなく継続的な安全向上が重要であり、規制基準に常に最新の技術的知見が反映されるよう、安全研究や国内外の運転経験の情報収集等を行う必要がある。 発電所敷地内の破砕帯の追加調査については、今後も透明性の確保に留意しながら評価書の取りまとめ等を行うことが必要である。 東京電力福島第一原子力発電所については、今後も引き続き東京電力の取組を確認するとともに、事故原因に係る技術的な調査を進めていく必要がある。 また、放射線障害防止法に従い、厳正に審査・検査を行う必要がある。 |

| | |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発電炉に関する新規制基準の策定、核燃料施設等に係る新規制基準の策定、東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価、同発電所の事故の分析等にあたり、外部有識者を交えた検討会合を開催 ○ 原子力発電所敷地内の破砕帯の調査にあたり、外部有識者を交えて、現地調査及び検討会合を開催 |
|-----------------|---|

| | |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度原子力規制委員会年次報告(6月3日国会提出) ○ 平成25年度東京電力原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置(6月10日国会提出) ○ 平成26年版環境白書(6月6日国会提出) |
|---------------------------|---|

| | | | | | |
|-------|--|--------------------|--|----------|---------|
| 担当部局名 | 技術基盤課 原子力規制企画課 安全規制管理官(BWR担当、PWR担当、発電炉検査担当、再処理・加工・使用担当、廃棄物・貯蔵・輸送担当、地震・津波安全対策担当、新型炉・試験研究炉・廃止措置担当) 核セキュリティ・核物質防護室 放射線対策・保障措置課、放射線規制室 | 作成責任者名 (※記入は任意) | | 政策評価実施時期 | 平成26年8月 |
|-------|--|--------------------|--|----------|---------|

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(原子力規制委員会25-②)

| | | | | | | |
|------------------------------|---|-----------|----------|-------|----------|---|
| 施策名 | 原子力災害対策 | | | | | |
| 施策の概要 | 改正原子力災害対策特別法等に基づき、原子力災害対策指針を策定し、関係者の原子力災害対策の計画策定や円滑な実施を支援するとともに、原子力規制委員会における危機管理体制を整備する。また、環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視と関係者による活用を可能にする情報提供を行う。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | 予算の状況 (百万円) | 当初予算(a) | - | 5,208 | 19,087 | ※ |
| | | 補正予算(b) | - | | 1,603 | |
| | | 繰越し等(c) | - | △ 29 | (※記入は任意) | |
| | | 合計(a+b+c) | - | 5,179 | (※記入は任意) | |
| 執行額(百万円) | - | 4,536 | (※記入は任意) | | | |
| 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 地域防災計画の充実に向けた今後の対応(原子力防災会議決定) | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------------------|---|-------------|------|------|-------------|---------------|-----------------|----|
| 測定指標 | 原子力災害対策指針に基づく地方公共団体による防災訓練の実施 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 毎年度 | △ |
| | / | - | - | - | - | 23道府県/24道府県 | 24道府県/24道府県 | | |
| | 年度ごとの目標値 | / | - | - | - | - | 24道府県/24道府県 | / | |
| | 原子力災害対策指針に基づく原子力事業者による防災訓練の実施 | 基準 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 毎年度 | ○ |
| | / | - | - | - | - | 39事業所/39事業所 | 39事業所/39事業所 | | |
| | 年度ごとの目標 | / | - | - | - | - | 39事業所/39事業所 | / | |
| | 原子力防災に係る研修の実施(開催回数・参加人数) | 基準 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 毎年度 | ○ |
| | / | - | - | - | - | 207回・6621人 | 150回・5900人 | | |
| | 年度ごとの目標 | / | - | - | - | - | 150回・5900人 | / | |
| | 環境モニタリング結果の解析・公表 | 基準 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 毎年度 | ○ |
| / | - | - | - | - | 36回 | 50回(4回/月) | | | |
| 年度ごとの目標 | / | - | - | - | - | 12回 | / | | |
| 事業者訓練評価ガイドラインの策定 | / | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 | |
| | / | 原子力事業者防災訓練報告会を実施し、原子力規制委員会として評価を行った。 | | | | | 25年度 策定 | 達成に資する取り組みを行った。 | |
| 原子力災害医療体制の検討 | / | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 | |
| | / | 原子力災害対策指針において、原子力災害時の被ばく医療の在り方のうち、安定ヨウ素剤の配付等に係る事項について規定した。さらに、原子力災害時の医療の在り方についての検討を行った。 | | | | | 26年度 検討を実施 | - | |

| | | | | |
|------|----------------|--|------------------------------------|--------------------|
| 測定指標 | 緊急時モニタリング体制の整備 | <p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>原子力災害対策指針の平成25年6月の改定では、緊急時モニタリングの実施体制や運用方法を具体化し、平成26年1月に同指針の緊急時モニタリングに係る項目を解説した「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」を作成した。</p> | <p>目標</p> <p>25年度</p> <p>適切に実施</p> | <p>達成</p> <p>○</p> |
| | 放射線モニタリングの実施 | <p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>「総合モニタリング計画」に基づき、全国的な環境放射能の調査、福島県を中心とした陸域や海域のモニタリング等を実施した。また、同計画に基づき、関係機関が実施している放射線モニタリングの結果について、確認、解析を実施し、毎週ホームページにおいて公表した。</p> | <p>目標</p> <p>25年度</p> <p>適切に実施</p> | <p>達成</p> <p>○</p> |

| | | | |
|---------------|--------------|-------------|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | (各行政機関共通区分) | 相当程度進展あり |
| | | (判断根拠) | <p>原子力災害対策に関しては、24年10月に策定した原子力災害対策指針について検討を重ね、25年6月、緊急時モニタリングの実施体制や運用方法、安定ヨウ素剤の事前配布の方法等について具体化するための改定を行った。また、9月の改定では、緊急時における防護措置の実施の判断基準となる緊急時活動レベル(EAL)の枠組みについて、発電用原子炉の新規制基準を踏まえたものに改定した。</p> <p>原子力防災訓練については、25年10月に川内原子力発電所を対象として行われた、国、原子力事業者、地方公共団体等が一体となって実施する原子力総合防災訓練に参加した。さらに、原子力事業者の防災訓練について、原子力事業者訓練報告会を開催し、原子力事業者の訓練についての評価を行った。</p> <p>放射線モニタリングについては、原子力規制委員会が司令塔機能を担い、総合モニタリング計画に沿って陸域、海域等のモニタリングを実施した。また、帰還に向けた安全・安心対策の必要性について基本的な考え方の提示等を行った。</p> <p>核セキュリティに関しては、平成17年に採択された核物質防護条約の改正の締結のため、平成26年2月、核物質防護条約の国内担保法である「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」を政府として閣議決定し、第186回国会に提出した。</p> <p>上述のとおり、緊急時のモニタリング体制のあり方及び安定ヨウ素剤の事前配布方法の具現化、緊急時活動レベルの改訂等を行っており、危機管理体制整備が進展している。また地方公共団体や原子力事業者の防災訓練等、事故時の対策に実効性を持たせるための取組を行っており、事故の影響緩和の目標達成に資している。測定指標のうち、達成が△となっている地方公共団体の防災訓練の実施については1県を除き、全ての道府県で実施されており、全体としては相当程度進展があったと考えられる。</p> |
| | 施策の分析 | | 必要経費を活用して原子力災害時の医療の在り方の検討を行う等、各達成手段が施策目標である「危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和」に有効に寄与していると考えられる。 |
| 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | | 危機管理体制を整備し、放射線モニタリングを実施することで、放射線による障害の防止を図ることは、原子力規制委員会の根幹的な本務の一つであり、今後も維持する必要がある。 |
| | 【測定指標】 | | 原子力災害対策指針については、今後も、必要に応じて当該指針の改定等を行う。 原子力防災訓練については、引き続き、自治体が行う防災訓練に積極的に参加する等、関係者の臨機応変な対応力を充実させる。 放射線モニタリングについては、今後も総合モニタリング計画に沿ってきめ細かいモニタリングに取り組むとともに、国内外に対し、モニタリングの結果を積極的に分かりやすく情報提供する必要がある。 |

| | |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | <p>○帰還に向けた安全・安心対策の基本的考え方について検討を行うに当たり、外部有識者を交えた検討会を開催。</p> <p>○東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏洩問題等を踏まえ、海洋モニタリングに関する検討を行うに当たり外部有識者を交えた検討会を開催。</p> |
|-----------------|---|

| | |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <p>○平成25年度原子力規制委員会年次報告(6月3日国会提出)</p> <p>○平成25年度東京電力原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置(6月10日国会提出)</p> <p>○平成26年版環境白書(6月6日国会提出)</p> |
|---------------------------|---|

| | | | | |
|-------|--|--------------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 原子力防災政策課 原子力防災業務管理官 監視情報課 放射線対策・保障措置課 | 作成責任者名 (※記入は任意) | 政策評価実施時期 | 平成26年8月 |
|-------|--|--------------------|----------|---------|

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(原子力規制委員会25-③)

| | | | | | | |
|------------------------------|---|-----------|----------|------|----------|---|
| 施策名 | 原子力規制行政に対する信頼の確保 | | | | | |
| 施策の概要 | 原子力規制行政の、独立性・中立性の確保、施策の有効性・効率性の向上、意思決定過程の透明化、人材の確保・育成、国際連携等を図る。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 原子力規制行政に対する信頼の確保 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | 予算の状況 (百万円) | 当初予算(a) | - | 968 | 5,328 | ※ |
| | | 補正予算(b) | - | | - | |
| | | 繰越し等(c) | - | | (※記入は任意) | |
| | | 合計(a+b+c) | - | 968 | (※記入は任意) | |
| 執行額(百万円) | - | 584 | (※記入は任意) | | | |
| 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|--|--|------|------|------|-------------|------|----|
| 測定指標 | 会議の公開、会議資料及び会議映像の公開の割合(議事運営要領等により非公開とされるものを除く) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 毎年度 | ○ |
| | | - | - | - | - | 100% | 100% | 100% | |
| | 年度ごとの目標値 | - | - | - | - | 100% | 100% | | |
| | | | <p>25年度に開催した47回の原子力規制委員会のうち、議事運営要領に基づき非公開とされた1回を除きすべて公開で実施。また、新規制基準適合性に係る審査会合等、原子力規制委員会に設けられた検討チーム等の会合についても原則公開した。</p> <p>加えて、原子力規制委員長による記者会見、原子力規制庁定例ブリーフィングを延べ141回開催し、情報公開の徹底を図った。</p> | | | | | | |
| | ホームページの利用のしやすさ | 基準 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | △ |
| | | - | - | - | - | - | A一部準拠 | A | |
| | 年度ごとの目標 | - | - | - | - | - | | | |
| | 組織体制の強化 | | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 |
| | | <p>25年4月より、放射線モニタリング、放射性同位元素等からの障害防止に係る規制及び核燃料物質等が平和目的以外に利用されていないことを担保する保障措置に関する事務を所掌することとなった。</p> <p>さらに、26年3月、(独)原子力安全基盤機構の組織及び業務が原子力規制委員会へ統合された。合わせて、原子力規制委員会全体の専門性の向上を着実に実施するため、原子力安全人材育成センターが設置されるとともに、長官官房、原子力規制部、放射線防護対策部が置かれた。</p> <p>また、実務経験者29名、将来の原子力規制行政を担う新規採用33名を採用した。</p> | | | | | 当面 | ○ | |
| | | | | | | | 適切に実施 | | |
| 職員研修プログラムの策定・運用 | | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 | |
| | | <p>職員向けの研修プログラムを策定し、原子炉の基本特性等、基礎知識を習得する研修や、訓練用シミュレータ等の模擬設備を用いた実技研修を実施。</p> | | | | | 毎年度 | ○ | |
| | | | | | | | プログラムの策定・運用 | | |
| 国際機関や国内外の大学院や研究機関との人事交流 | | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 | |
| | | <p>国内の関連大学院へ職員3名、IAEA等の国際機関にも職員を派遣した。また、米国原子力規制委員会(NRC)等の海外の原子力規制機関への職員の派遣に向けた準備も進めた。</p> | | | | | 毎年度 | ○ | |
| | | | | | | | 積極的に実施 | | |

| 測定指標 | 主要国との協力に関する取決め等の締結等 | 施策の進捗状況(実績) | 目標 | 達成 |
|------|-----------------------------------|--|------|-------------------------------|
| | | <p>文部科学省から放射線による障害の防止に係る規制及び保障措置事務が移管されたことを受けて、フランス原子力安全規制機関との間で、協力の範囲を改正する取決めを作成した。また、カナダ原子力安全委員会、英国原子力規制機関、ロシア環境産業・原子力庁、スウェーデン放射線防護庁、米国エネルギー省、スペイン原子力安全委員会、フィンランド放射線防護・原子力安全庁と、それぞれ協力に関する覚書や二国間取決めを作成した。</p> <p>「第6回日中韓上級規制者会合」において、日中韓の原子力規制機関間の緊急時の情報交換体制を構築すること等を目的とする三国間の情報交換枠組みに合意するとともに対応する調整・準備作業を行った。</p> <p>また、日本・米国・英国・フランス・ドイツ・カナダ・スペイン・スウェーデン・韓国の原子力規制機関の責任者が出席する国際原子力規制者会議(INRA)を主催し、原子力規制に関わる幅広い議論を交わした。</p> | 速やかに | 取決めの締結等 |
| 測定指標 | 国際原子力機関(IAEA)が公表する保障措置実施報告書における評価 | 施策の進捗状況(実績) | 目標 | 達成 |
| | | <p>「2012年版保障措置声明」において、我が国に対しては、平成16年以降継続して「すべての核物質が平和的活動にとどまっている」との評価がなされた。</p> | 毎年度 | 「すべての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との評価 |

| 評価結果 | (各行政機関共通区分) | 目標達成 |
|-------|--|--------|
| | 目標達成度合いの測定結果 | (判断根拠) |
| 施策の分析 | 国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金、原子力発電安全基盤拠出金及び原子力平和利用調査等事業拠出金を活用したIAEA等の国際機関への職員の派遣、国際約束に基づく保障措置の実施に必要な経費等を用いた保障措置の着実な実施等、各達成手段が施策目標である「原子力規制行政に対する信頼の確保」に有効に寄与したと考えられる。 | |

| | | | |
|------|---------------|--------|--|
| 評価結果 | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | 独立性・中立性・透明性の確保、組織体制の強化及び国際機関等との連携等は、原子力規制委員会設置法及び原子力規制委員会組織理念に定められており、今後も維持する必要がある。 |
| | | 【測定指標】 | <p>独立性・中立性・透明性の確保については、原子力規制委員会等及び各種検討会合等の会議の議事等の原則公開、記者会見等の取組、外部有識者の選定に当たっての要件の遵守等を引き続き推進することが必要である。</p> <p>人材の確保・専門性の向上については、今後、研修の体系、人材育成・研修に係る制度・環境の整備等を行い、人材育成を着実に進める。</p> <p>国際的な連携の強化については、IAEAの総合的規制評価サービス(IRRS)及び国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)の受入れ表明を行っており、受入れ準備を引き続き進めることとしている。</p> <p>また、国際機関や海外の原子力規制機関への職員の派遣を継続するとともに、ベトナム、トルコ等原子力導入新興国との原子力規制情報の交換に向けての二国間の取決め等の文書の作成を着実に進めることとしている。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | <p>○国際アドバイザーの制度を活用し、米国、英国、仏国の原子力規制機関のトップとしての経験を有する3名の「国際アドバイザー」と意見交換会を実施。</p> <p>○原子力規制委員会政策評価懇談会、行政事業レビューに係る外部有識者会合等において、組織の評価に関する御意見を伺った。</p> |
|-----------------|---|

| | |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <p>○平成25年度原子力規制委員会年次報告(6月3日国会提出)</p> <p>○平成25年度東京電力原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置(6月10日国会提出)</p> <p>○平成26年版環境白書(6月6日国会提出)</p> |
|---------------------------|---|

| | | | | |
|-------|---|--------------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 長官官房総務課、長官官房総務課広報室、長官官房国際課、長官官房参事官(人事担当)付、原子力防災政策課核セキュリティ・核物質防護室、放射線対策・保障措置課保障措置室、原子力安全人材育成センター | 作成責任者名 (※記入は任意) | 政策評価実施時期 | 平成26年8月 |
|-------|---|--------------------|----------|---------|